

2 指定の推薦手続等について

- (1) 都道府県は、I の 1 に基づく指定の推薦に当たっては、推薦意見書を添付の上、毎年 10 月末までに、別途定める「新規指定推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。また、地域がん診療連携拠点病院を都道府県がん診療連携拠点病院として指定の推薦をし直す場合又は都道府県がん診療連携拠点病院を地域がん診療連携拠点病院として指定の推薦をし直す場合も、同様とすること。
- (2) がん診療連携拠点病院は、都道府県を経由し、毎年 10 月末までに、別途定める「現況報告書」を厚生労働大臣に提出すること。

3 指定の更新の推薦手続等について

- (1) I の 1 の指定は、4 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) (1) の更新の推薦があった場合において、(1) の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその推薦に対する指定の更新がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその指定の更新がされるまでの間は、なおその効力を有する（I の 1 に規定する第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、指定の更新がされないときを除く。）。
- (3) (2) の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (4) 都道府県は、(1) の更新の推薦に当たっては、推薦意見書を添付の上、指定の有効期間の満了する日の前年の 10 月末までに、別途定める「指定更新推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。
- (5) I の 1 及び 2 並びに II から IV までの規定は、(1) の指定の更新について準用する。

4 指針の見直しについて

健康局長は、がん対策基本法第 9 条第 8 項において準用する同条第 3 項の規定によりがん対策推進基本計画が変更された場合その他の必要があると認める場合には、この指針を見直すことができるものとする。

5 施行期日

この指針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、II の 3 の (1) の①及び II の 3 の (2) の②については、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。また、II の 1 の (1) の④のウについては、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。